

## 和歌山市への支援に対する「紺綬褒章（褒状）」受章のお知らせ

この度、弊社は和歌山市の消防活動の施設整備に関する支援により、標記「紺綬褒章（褒状）」を受章し、2022年10月14日、本社にて和歌山県ご担当者による褒状の伝達式が行われましたので、お知らせいたします。



### 【受章の経緯】

弊社は、1978年から小雑賀の駐車場敷地の一角を和歌山市中消防署南分署宮前出張所の用地として和歌山市に貸与してきましたが、昨年当該物件を不動産会社に売却をしたことから、和歌山工場付近の消防活動を支援するために寄付の申し出を行い、2022年1月31日、和歌山市に寄付しました。

弊社は、和歌山市で創業以来、110年以上の永きに亘り、和歌山市で事業を継続させていただいており、この度の受章を励みとし、引き続き、地域の発展に貢献できるように努めてまいります。

### 【紺綬褒章とは】

日本の褒章の一つであり、紺綬褒章は、公益のために500万円以上寄付した個人、1,000万円以上を寄附した団体を対象とし、表彰されるべき事績の生じた都度、各府省等の推薦に基づき審査をし、授与を行っています。

国、地方公共団体又は公益団体（公益を目的とし、法人格を有し、公益の増進に著しく寄与する事業を行う団体であって、当該団体に関係の深い府省等の申請に基づき賞勲局が認定した団体）に対する寄附が授与の対象となります。（内閣府「勲章・褒章制度の概要」参照）

以上